



## 一定以上の所得がある方の 後期高齢者医療費の窓口負担割合が変わりました

2022年9月30日まで

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割



令和4年10月1日から

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等	1割

●医療費の医療費負担が2割になる方は

⇔75歳以上の方等で一定以上の所得（課税所得28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得額」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計320万円以上）である方

◆窓口負担割合が2割となる方には負担を抑えるは医療措置があります◆

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの期間は、1か月の外来医療の窓口負担割合の引下げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます。（入院の医療費は対象外）

配慮措置が適用される場合の計算方法（例：1か月の外来医療費全体額が50,000の場合）

窓口負担割合1割の時①	5,000円
窓口負担割合2割の時②	10,000円
負担増③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限④	3,000円
払い戻し等(③-④)	2,000円



- ① 配慮措置の適応で払い戻しとなる方⇒高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日自動的に払い戻されます。
- ② 高額療養費の口座が登録されていない方は⇒各都道府県の広域連合や市区町村から申請書を郵送されます。

### 高額療養費の還付を装った詐欺に気をつけよう!!

- ① 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは絶対ありません。
- ② ATMの操作をお願いすることは絶対にありません!

LPAは組合員の「暮らしの安心・安全を守るお手伝いをしています。

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部 LPA活動事務局

TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192